



広報

きそまち

2025年度
保存版

2025年4月25日発行

補助金特別号

町民の皆さんが利活用できる補助金を一冊にまとめました



第3回木曽町・王滝村フォトコンテスト「仲睦まじく」



〒 397-8588

長野県木曽郡木曽町福島 2326 番地 6 木曽町役場

☎ 0264-22-3000 (代表) FAX 0264-24-3600



町ホームページ
補助金ページ

補助金によって、申請前に町との事前協議が必要な場合や、要綱等に沿った結果補助対象外となり、補助金が交付されない場合があります。また、予算には限りがありますので、補助を希望している方は、お早めに担当課へご相談ください。

健康・医療、結婚・住まい

条件によって
追加助成があります

3～6P

結婚祝金	3P	浄化槽設置整備事業補助金	
新婚生活支援補助金		浄化槽維持管理事業補助金	
後期高齢者医療保険人間ドック健診費助成金			5P
がん患者へのアピアランスケア助成金		新エネルギー普及促進事業補助金	
国民健康保険人間ドック検診助成金		森林エネルギー活用事業補助金	
	4P	空家住宅活用事業補助金	
帯状疱疹ワクチン任意接種助成金 New!		リフォーム資金補助金	
風しん予防ワクチン助成金			6P
高齢者特殊詐欺被害防止装置購入費補助金		木造住宅新築等補助金	
高齢者補聴器購入費補助金		定住促進補助金	
高齢運転者の交通事故防止対策補助金		住宅耐震改修等事業補助金	
生ごみ処理機等補助金		民間空間修景事業補助金	
		空き家解体工事補助金	

教育・学び・子育て

7～8P

新生児出産祝金	7P	要保護及び準要保護児童生徒援助費	8P
妊婦支援給付金		軽度・中等度難聴児補聴器購入補助金	
分娩取扱施設への交通費等助成金 New!		子どもインフルエンザ予防接種助成金	
子育て支援サークル活動補助金		おたふくかぜワクチン接種助成金	
入学準備補助金		学力検定助成金	
小・中学校児童生徒遠距離通学費補助金		公立高等学校等生徒奨学補助金	
高等学校生徒通学費助成金		私立高等学校等生徒奨学補助金	
		奨学金返済支援補助金	

農業・林業支援

9～11P

農業振興団体活動支援補助金	9P	畜産施設改進黨業補助金	10P
林業担い手育成支援事業補助金		繁殖雌牛導入等補助金	
農業担い手確保育成支援補助金		特産品振興事業補助金	
農林業担い手育成研修補助金		有害鳥獣防除対策事業補助金	
農業機械及び農業施設等補助金			11P
		森林経営管理推進事業補助金	
		木質バイオマス推進事業補助金	

企業支援・起業・就業、地域づくり・その他

11～14P

製造業者向け設備投資等支援補助金	11P	職人育成支援事業補助金	
補助事業等つなぎ資金貸付		防災土養成事業補助金	
	12P	商店街等振興事業補助金	
創業支援補助金		コミュニティ施設整備事業補助金	
中小企業等販路拡大支援事業補助金			14P
UIJ ターン就業・創業移住支援金		大学生等関係人口推進補助金	
企業版空き家活用補助金		認知症カフェ設置資金助成事業補助金	
	13P	まちづくり活動推進事業補助金	
研修費補助金		猫繁殖制限手術費補助金	

健康・医療、結婚・住まい

結婚祝金

【対象】

婚姻届出時において、町に住民登録している夫婦で交付時においても住所を有している夫婦

【祝金額】 町内で利用できる電子クーポン2万円分

【その他】

※町が交付対象となる夫婦を確認し、通知を送ります。通知に同封の受領書と引き換えに本庁住民係の窓口で電子クーポンをお渡しします。

【申請・お問い合わせ先】 町民課 住民係 ☎22-4281

★新婚生活支援補助金

住居費・リフォーム・引越し費用を補助します。

【対象】

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯

【条件】

- ▶対象となる住居が町内にすること。
- ▶夫婦、またはどちらか一方が町に住民登録していること。
- ▶夫婦共に婚姻時年齢が39歳以下であること。
- ▶夫婦の前年の所得を合算した金額が500万円未満であること。
- ▶他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ▶過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

【補助金額】

対象経費の実支出額のうち1世帯あたり限度額30万円、夫婦共に29歳以下の場合は限度額60万円

※住宅手当が支給されている場合は、その額を差し引く。

【その他】

※補助金を受ける際には、町との事前協議が必要です。

【申請・お問い合わせ先】

企画財政課 企画係 ☎22-4287

後期高齢者医療保険 人間ドック健診費助成金

【対象】 後期高齢者医療保険の被保険者

【条件】 町に住民登録していること。

【助成金額】

日帰り：2万円 1泊2日：3万5千円

【申請方法】

- ①各自で医療機関へ予約し、受診する。
- ②医療機関から人間ドックの結果が届いたら1か月以内に、結果・領収書・保険証または資格確認書等・通帳を持参し、本庁保健福祉課または各支所で手続きを行う。

【その他】 ※助成は1年度中に1回

※オプションは対象

※町長寿健診または町特定健診と重複して受診した場合は対象外

【申請・お問い合わせ先】 保健福祉課 福祉係 ☎22-4035

がん患者へのアピアランスケア助成金

がん治療に伴い医療用補整具を購入した方に、購入費用の一部を助成します。

【対象】 項目を全て満たしている方

- ▶がんの治療を受けた方または現在受けている方で、がん治療やその副作用により外見の変容が生じた方
- ▶対象となる補整具の購入日に県内に住民登録している方で、交付申請日に町に住民登録している方

【条件】 令和7年3月1日以降に購入したもの

【申請期間】 令和7年4月1日から令和8年2月27日まで

【対象経費】 次の購入費

- ▶『頭髪補整具』…ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子 1人につき1回
- ▶『乳房補整具』…補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房 1人につき乳房、左房それぞれ1回
- ▶『その他補整具』…エピテーゼ（体の部位を補完する物）1人につき1回

※購入のために要した経費（交通費及び送料、振込手数料等）、医療保険の対象となっているものは対象外

【補助金額】 購入費用の額の1/2以内 限度額2万円

【申請・お問い合わせ先】 保健福祉課 保健係 ☎22-4035

国民健康保険 人間ドック検診助成金

【対象】 30～74歳の町国民健康保険被保険者

【助成金額】 受診料の7割（助成金には上限があります。）

【申請期間・方法】

▶委任払い医療機関の場合

- ①各自で医療機関へ予約
- ②受診日10日前までに町民課または各支所へ申請（委任払い医療機関：木曽病院・相澤健康センター・丸の内病院・あづみ病院・佐久総合病院・伊那中央病院）
- ③ドック承認証を各戸へ郵送（受診当日に医療機関へ提出してください）

▶委任払い以外の医療機関の場合（助成金 後精算）

- ①各自で医療機関へ予約し、受診
- ②医療機関から人間ドックの結果が届いたら、結果表・領収書・国保番号が分かるもの（保険証または資格確認書等）・通帳を持参し、町民課または各支所で手続きを行う。

【その他】

※助成は1年度中に1回

※脳ドック以外のオプションは対象外

※町特定健診と重複して受診した場合は対象外

※単独のがん検診・脳ドックも助成対象ですが、同年度に基本ドックを重複して受けることはできません。単独検診の助成を受けた場合は、町の特定健診を別途受けていただきます。

【申請・お問い合わせ先】 町民課 住民係 ☎22-4281

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

New!

带状疱疹ワクチン任意接種助成金

【対象】

- ▶ 50歳～64歳までの方
- ▶ 65歳以上で定期接種年度でない方
※年度初めに通知が届いていない方

【条件】 接種時に町に住民登録している方

【助成金額】

ワクチンの種類により助成額が異なります

- ▶ 水痘ワクチン（1回接種） 3千円
- ▶ 带状疱疹ワクチン（2回接種） 6千円×2回分

【申請方法】

領収書のコピーを添えて、年度内に申請書類を保健福祉課へ提出

【注意点】

- ▶ 任意接種のため予診票は医療機関のものを使用してください。
- ▶ 65歳以上の方は、定期接種年度で接種する場合と補助額が異なります。
- ▶ 町からの補助は、生涯1回のみです。

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課 保健係 ☎22-4035

風しん予防ワクチン助成金

【対象】

昭和37年4月2日から平成2年4月1日生まれの方で妊娠を予定しているまたは希望している女性及び夫

【条件】

接種時に町に住民登録している方

【助成金額】

全額補助（1回に限る）

【申請方法】

領収書のコピーを添えて、年度内に申請書類を保健福祉課へ提出

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課 保健係 ☎22-4035

高齢者特殊詐欺被害防止装置 購入費補助金

【対象】

特殊詐欺被害防止装置を購入した65歳以上の高齢者のみの世帯

【補助金額】

購入費の1/2以内 限度額6千円

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課 地域包括支援センター ☎22-4038

★ 高齢者補聴器購入費補助金

【対象】

- ▶ 補聴器を購入した65歳以上の方
 - ▶ 他の同様の補助制度を受けていないこと。
- ※同一対象者に対し5年ごと申請可能。

【補助金額】

購入費の1/2以内 限度額3万円

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課 地域包括支援センター ☎22-4038

★ 高齢運転者の交通事故防止対策補助金

【対象】

安全運転サポート車を購入した、町に住民登録している65歳以上の方で、当補助金を受けたことがない方

【条件】

- ▶ 先進安全装置を搭載する車両であること。
- ▶ 町内の販売店などからサポート車販売証明を受けること。

【補助金額】

安全運転サポート車1台につき3万円

※補助は一人につき1回です。

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課 地域包括支援センター ☎22-4038

★ 生ごみ処理機等補助金

【対象】

町に住民登録していて、処理容器で生ごみを自己処理する方

【補助金額】

処理容器購入価格の1/2以内（100円未満切捨て）

- ▶ 生ごみ処理機 限度額2万円（1世帯1基まで）
- ▶ 生ごみたい肥化容器 限度額3千円（1世帯2個まで）

【その他】

※購入を証する書類（原本）※5年経過後、再度申請可能

【申請・お問い合わせ先】

環境水道課 生活環境係 ☎22-3320

★ 浄化槽設置整備事業補助金

【対象】

集合処理区域外で合併処理浄化槽を新規設置または改修を行う方

【補助金額】

- ▶ 5人槽：33万2千円
- ▶ 7人槽：41万4千円 他5区分

【その他】

※国・県・町からの補助金となり、浄化槽の基数に限りがあります。

※浄化槽の人槽は、家屋の用途によっても変わります。

【申請・お問い合わせ先】

環境水道課 上下水道係 ☎22-3320

浄化槽維持管理事業補助金

【対象】

集合処理区域外にお住まい（町に住民登録している方）で、住宅用合併浄化槽（店舗等併用住宅を含む）を適正に維持管理している方

【条件】 公共料金に未納がない方

【補助金額】 1万7千円／毎年

【添付書類】 今年度の法定検査結果書（写し）

【受付期間】 法定検査受検後～令和8年3月31日

【申請・お問い合わせ先】

環境水道課 上下水道係 ☎22-3320

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

★新エネルギー普及促進事業補助金

【対象】

町内の住宅または事業所等に太陽光発電設備や蓄電設備を設置しようとする方

【条件】

- ▶太陽光発電設備：《住宅の場合》太陽電池の最大出力が10kw未満であること。
- ▶蓄電設備：蓄電容量が1kwh以上10kwh未満であること。（住宅に限る）
- ▶未使用品の設置であること。
- ▶FIT制度またはFIP制度の認定を取得しないこと。
- ▶住宅に設置する場合、木曽町木造住宅推進協議会の会員による施工であること。
- ▶その他詳細については、事前にお問い合わせください。

【補助金額】

- ▶太陽光発電設備
《住宅の場合》1kwあたり9万円（上限額45万円）
《事業所の場合》1kwあたり5万円（上限額250万円）
※PPA又はリースにて設置をする場合は、町へ事前にご相談ください。
- ▶蓄電池（事業所は対象外）
蓄電設備の設置費用の1/10（上限額10万円）

【その他】

- ※予算に限りがあるため補助金を申請する際には町へ事前協議を行ってください。
- ※令和6年度までは補助対象のものが令和7年度から対象外となる可能性があります。
- ※詳細については、木曽町公式ホームページを確認してください。（表紙右下の二次元コードから確認できます）

【申請・お問い合わせ先】

環境水道課 生活環境係 ☎22-3320

住まいの補助金は、申請前に町との事前協議が必要です。予算に限りがありますので、補助を希望する際は、早めの相談をお願いします。

★空家住宅活用事業補助金

— 空家等を改修して木曽町に定住される方向け —

【対象】

町に所在する空家等を定住を目的に改修する方

【条件】

町が運営する空家バンクへの登録が必要です。

【補助金額】

- 改修工事・下水道接続工事等の経費の1/2以内
- ▶空家の購入者または賃借者 限度額80万円
- ▶空家の所有者 限度額50万円
- ※以下に該当する場合は上記補助金額に加算があります。（加算金額込みで限度額120万円）
- ▶子育て世帯
申請者世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる場合
子ども1人につき5万円
- ▶移住加算
過去5年以内に木曽町に住民登録がない者または最初の転入から3年以内の者で、定住を目的に空き家を取得する者 20万円

【申請・お問い合わせ先】町民課 住宅係 ☎22-4281

— 空家の売却・賃貸を検討されている所有者の方向け —

所有者が空家を売却または賃貸する際に実施する家財道具等の搬出・処分に要する費用の一部を補助します。

【条件】町が運営する空家バンクへの登録が必要です。

【補助額】対象経費の1/2以内 限度額10万円

【申請・お問い合わせ先】町民課 住宅係 ☎22-4281

★森林エネルギー活用事業補助金

【対象】

町内に居住する、又は居住を予定する個人で、ストーブ等を自ら居住する町内の住宅（併用住宅を含む。）に設置するもの

【補助金額】

ペレットストーブまたは薪ストーブのいずれか一基（新品）の本体と煙突部分の資材費用2/3以内（補助金限度額40万円）
※工事費は対象外

【その他】

- ※補助金を受ける際には、町との事前協議が必要です。
- ※次のことにご留意ください。
 - ▶県内の業者から購入すること
 - ▶前回の交付決定後から6年経過しない場合は交付対象にならないこと

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 木の産業づくり推進室 ☎22-4286

★リフォーム資金補助金

居住する住宅の改修費用の一部を補助します。

【対象】居住する住宅に住民登録している方

【条件】

- ▶工事費が60万円（税込）を超えていること。
- ▶申請年度内に工事及び代金の支払いが完了すること。
- ▶施工業者（元請業者）は、木曽町木造住宅推進協議会会員であること。

※平成28年度以降に次の補助金を受けた場合は対象外

- ▶リフォーム資金補助金 ▶木造住宅新築等補助金
- ▶空家住宅活用事業補助金 ▶定住促進補助金

【対象経費】

- ▶住環境の改善工事
- ▶住宅敷地内の倉庫、門塙、下水道の改修工事
- ※他の補助金制度の対象となるものは対象外
- ※解体工事のみまたは工事を伴わない備品の購入のみは対象外

【補助金額】

20万円 限度額40万円（加算金額込）
※工事内容が世帯人数の増員に係るものと認められる場合には、増員1人当たり5万円を加算

【申請・お問い合わせ先】観光商工課 商工係 ☎22-4285

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

★ 木造住宅新築等補助金

在来工法による木造住宅の新築・増改築を行う際に、木造住宅推進協議会による審査を受け、認められた場合に費用の一部を補助します。

【対象】 建築後の住宅に住民登録をする方

【条件】

- ▶ 住宅部分の延べ面積が、30㎡以上280㎡以下であること。
- ▶ 併用住宅の場合、1/2以上が住宅であること。
- ▶ 郡内事業者が施工し、町内事業者7社以上が下請け納入していること。
- ▶ リフォーム資金補助金の支給を受けていないこと。
- ▶ 建築基準法等の関係法令に適合した住宅であること。

【補助金額】

工事部分延べ面積3.3㎡当たり 1万5千円
限度額130万円（加算金額込）

- ▶ 同居加算 申請1件につき30万円
- ▶ 近居加算 申請1件につき30万円
- ▶ 子育て加算 子1人につき10万円
- ▶ 移住加算 申請1件につき20万円

【申請・お問い合わせ先】 観光商工課 商工係 ☎22-4285

★ 定住促進補助金

町内に居住を目的として新築・中古住宅を購入する際の費用の一部を補助します。

【対象】

- ①夫または妻のいずれかが45歳未満である世帯
 - ②母子、父子家庭の親が45歳未満である世帯
 - ①または②の世帯で、転入者ならびに町内の賃貸住宅に居住する方が町内に住宅を取得し、その住宅に3年以上居住する見込みである方
- ※申請する方が45歳以上である場合でも、18歳未満の子どもがいる世帯と同居または近居するために取得する場合も対象

【条件】

- ▶ 取得する住宅（付帯建物・土地含む）の取得費用が200万円以上かつ居住部分が30㎡以上であること。
- ▶ 町税等の滞納がないこと。
- ▶ 木造住宅新築等補助金の支給を受けていないこと。
- ▶ 在来工法木材住宅以外の新築住宅の場合は外観形状が周辺環境に配慮されたものであること。
- ▶ 住宅の所有権を共有している場合は、申請者の持分が1/2以上であること。

【補助金額】

建物の延床面積1坪あたり（小数点以下切捨て）7,500円を乗じた額（千円未満切捨て）

※以下に該当する場合は上記補助金額に加算があります。（加算金額込みで限度額80万円）

- ▶ 子育て世帯
申請者世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる場合
子ども1人につき5万円
- ▶ 移住加算
過去5年以内に木曽町に住民登録がない者または最初の転入から3年以内の者で、定住を目的に空き家を取得する者 20万円

【申請期間・方法】 原則として、住宅取得日（売買契約日）から1か月以内（新築の場合は着工予定日より1か月前）に申請してください。

【申請・お問い合わせ先】 町民課 住宅係 ☎22-4281

★ 住宅耐震改修等事業補助金

住宅耐震診断を受けられた方で、次の①～③に該当する方に補助します。

①住宅の耐震補強を行う方

②建替えのために住宅の除却を行う方

③住宅の1階部分に耐震シェルターまたは耐震ベッドを設置する方

【対象】 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅で、住宅耐震診断の結果、総合評点で1.0未満の住宅

【条件】 自己の居住の用に供する個人所有の住宅で、年度内に工事等が完了すること

【補助金額】

①に係るもの：工事費の4/5以内 限度額150万円

②に係るもの：工事費の1/2以内 限度額97万8600円

③に係るもの：設置等費用の2/3以内 限度額30万円

住宅耐震診断について

次に該当する住宅を所有する方については、無料で耐震診断が受けられます。

①昭和56年5月31日以前に町内に着工された住宅

②木造在来工法の住宅

※店舗等の用途を兼ねるものを含む。（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る）

③長屋および共同住宅以外の居住の用に供する個人所有の住宅

【お問い合わせ先】 町民課 住宅係 ☎22-4281

★ 民間空間修景事業補助金

中山道沿いの住宅・店舗等を街道風外観へ修景するための改修、飛騨街道沿いの地域等における古民家の保存修景等、周囲の景観に調和する修景工事に対し補助します。

【条件】

▶ 公道に面した建物の外装部分を伝統的建築物等に模した形へ改装するなど、周囲の景観との調和や良好な景観に配慮した建築物等であること。

▶ 民間空間修景基準審査会による審査（事前・完了）に合格すること。

▶ 郡内の事業者が施工する修景工事であること。

【補助金額】

修景に要する経費の1/2以内 限度額50万円（1物件1回）

【申請・お問い合わせ先】 観光商工課 商工係 ☎22-4285

★ 空き家解体工事補助金

【条件】

町内にある空き家および同じ敷地にある付属の建物等の全てを解体撤去し、更地にする工事であること。

【補助金額】

対象経費の1/2

▶ 老朽危険空き家と認定されるもの 限度額100万円

▶ 老朽危険空き家以外の空き家 限度額30万円

【申請・お問い合わせ先】 町民課 住宅係 ☎22-4281

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

教育・学び・子育て

新生児出産祝金

新生児の誕生をお祝いし、スマイルベビーセット（祝金、電子クーポン）を支給します。

【対象】 町に住民登録している方で、出生後、最初の住民登録地が町である新生児の保護者の方

【条件】 町に住民登録をしてから6か月以上経過している、または出産後も引き続き6か月以上住所を有する見込みのある方

【祝金額】 ▶第1・2子：現金10万5千円と電子クーポン5万円分
▶第3子以降：現金15万5千円と電子クーポン5万円分

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局
子育て教育課 子育て支援係 ☎23-2000

妊婦支援給付金

妊娠した妊婦と子どもの人数に応じて経済的支援を行います。

【対象】 木曽町に住民登録のある妊婦

【給付条件・時期】 ①妊娠の届出をしたとき
②出生届等で妊娠している子どもの数が確定したとき

【給付金額】 ①妊娠1回あたり5万円
②子ども1人あたり5万円

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局
子育て教育課 こども家庭センター ☎23-2000

New! 分娩取扱施設への交通費等助成金

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に、妊婦健診・出産時の移動にかかる交通費および出産までの間分娩施設の近くで待機するための宿泊費を助成します。
※助成金額・申請方法等の詳細については、保健福祉課保健係までお問い合わせください。

【申請・お問い合わせ先】 保健福祉課 保健係 ☎22-4035

子育て支援サークル活動補助金

子どもを持つ親の交流や子育てを支援する団体に対して補助します。

【条件】

- ▶小学生以下の児童の保護者5組以上で構成されるサークルで、町内において継続的に活動すること。
- ▶サークルの構成員のうち、町に住民登録している方が2/3以上であること。
- ▶子育て支援事業、子育てに関する交流および相談等が主な活動内容であること。

【対象経費】 ▶子育てに関する学習会等の講師謝礼
▶会場の使用料
▶活動にかかる消耗品費（飲食費を除く）
▶保険料 など

【補助金額】 1団体につき年3万円

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局
子育て教育課 子育て支援係 ☎23-2000

入学準備補助金

新入学児童生徒の就学準備のため、町内の小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者に対して支給します。

【対象】 児童等が小・中学校へ入学する年の1月1日に町に住民登録している方で、かつ、児童等の入学時に町に住民登録していることが見込まれている方

【補助金額】

対象児童等1人あたり

▶町民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯等 5万円

▶町民税課税世帯 2万円

【申請期間・方法】

1月～2月（対象者に通知します）

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局
子育て教育課 学校教育係 ☎23-2000

小・中学校児童生徒遠距離通学費補助金

【対象】 町に住民登録している小・中学生の保護者

【条件】 自宅から学校までの通学距離が小学生4km、中学生5kmを超え、町生活交通バス等の利用ができない児童生徒

【補助金額】

8千円/月×12か月分を年3回に分けて支給

【申請期間・方法】

学校を通じて照会し対象者に通知します。

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局
子育て教育課 学校教育係 ☎23-2000

高等学校生徒通学費助成金

郡内の高等学校へ通学する生徒の通学費の一部を助成します。

【対象】

▶町に住民登録しており、公共交通機関を利用して、郡内の高等学校および特別支援学校の高等部に通学する生徒の保護者

【助成金額】

※バスと電車を利用している場合は、両方とも対象。

▶自宅から高等学校までの通学定期券購入費合計額の1/2

▶対象期間は、高等学校等の正規の修業年限を上限

【申請期間・方法】

申請書兼請求書に定期券または領収書の写しを添付

▶4月分から9月分までを9月末までに申請

▶10月分から3月分までを3月末までに申請

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局
子育て教育課 学校教育係 ☎23-2000

要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって就学困難と認められる児童および生徒に対して就学援助を行います。

【対象】 町に住民登録している小・中学生の保護者

【条件】

▶ 要保護者＝生活保護受給世帯

▶ 準要保護者＝町民税非課税世帯・児童扶養手当受給世帯等（前年度または当該年度）

【援助対象】

学用品費、通学用品費、校外活動費、給食費、PTA会費等

【申請期間・方法】

学校を通じて申請 年2回支給
（4月に全ての小・中学生に通知します）

※4月以降も随時申請できます。

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局

子育て教育課 学校教育係 ☎23-2000

学力検定助成金

実用英語技能検定、実用数学技能検定、日本漢字能力検定などの検定を受検した児童・生徒の保護者に助成します。

【対象】 町に住民登録している小学生、中学生、高校生の保護者

【条件】 検定ごとに児童等1人あたり1年度中に2回
【助成金額】 受検料から小・中学生は1千円、高校生は2千円を控除した額

【申請方法】 申請書兼請求書に支払書類、検定結果書類の写し等を添付

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局

子育て教育課 学校教育係 ☎23-2000

公立高等学校等生徒奨学補助金

中信地区の公立高等学校に通学している生徒に対し補助します。

【対象】

保護者または生徒が町に住民登録しており、中信地区の公立高等学校に在籍する生徒の保護者

【補助金額】 生徒1人あたり年1万円

【申請期間】 1～2月（対象者に送付します）

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局

子育て教育課 学校教育係 ☎23-2000

軽度・中等度難聴児補聴器購入補助金

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴を持つ子どもに対して、購入または修理費用の一部を補助します。

【対象】 町に住民登録のある18歳未満で条件を全て満たしている方

【条件】

▶ 聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外である方

▶ 専門医に補聴器の装用が必要であると診断された方

【補助金額】

補聴器の購入または修理に係る基準額（補装具支給要件に基づく）の2/3（千円未満切り捨て）

※実際の購入・修理額が基準額を下回るときは、購入・修理額の2/3となります。

【その他】

※購入・修理を行う前に申請が必要です。

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課 福祉係 ☎22-4035

私立高等学校等生徒奨学補助金

中信地区の私立高等学校に通学している生徒に対し補助します。

【対象】

保護者または生徒が町に住民登録しており、中信地区の私立高等学校に在籍する生徒の保護者

【補助金額】 生徒1人あたり年2万円

【申請期間】 1～2月（対象者に送付します）

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局

子育て教育課 学校教育係 ☎23-2000

子どもインフルエンザ予防接種助成金

【対象】 6ヶ月～18歳（高校3年生相当）の方

【条件】 接種時に町に住民登録している方

【助成金額】 1回千円（2回接種の年齢に限り2回まで）

【申請方法】 領収書のコピーを添えて、年度内に申請書類を保健福祉課へ提出

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課 保健係 ☎22-4035

おたふくかぜワクチン接種助成金

【対象】 1歳～3歳未満の子ども

【条件】 接種時に町に住民登録している方

【助成額】 全額補助（1回に限る）

【申請方法】

医療機関を予約後に、保健福祉課窓口で申請

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課 保健係 ☎22-4035

奨学金返済支援補助金

大学等卒業後に町に住民登録し、就職される方が返済している奨学金の一部を補助します。

【条件】

▶ 申請初年度の年齢が35歳以下で町に住民登録しており、5年以上定住する意思がある方

▶ 平成28年3月以降に就職または起業をしている方

▶ 申請年度の前年度以前から奨学金の返済を行っており、奨学金の返済および町税等の滞納がない方

※公務員は対象外

【補助金額】

▶ 申請年度の前年度奨学金返済額
限度額20万円

※補助期間は、最大5年間

【申請期間】 毎年4～6月

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会事務局

子育て教育課 学校教育係 ☎23-2000

農林・林業支援

農業振興団体活動支援補助金

地域の遊休農地の解消または発生防止を図るため、その農地を利活用して農業振興活動に取り組む団体等へ補助します。

【対象】

- ① 2人以上の農家の団体
- ② 人・農地プランの中心的農業者
(認定農業者、新規就農認定者など)
- ③ 集落営農モデル地区

【条件】

- ▶ 遊休農地の解消または発生の防止に係る取組
- ▶ 遊休農地を新規に利用権設定し耕作する場合
- ▶ 農地周辺や荒廃農地等の緩衝帯整備を行う場合
- ▶ 集落営農モデル地区の団体活動
- ▶ 葉草栽培の振興に関する活動

【補助金額】

- ① 事業に係る経費の1/2以内 限度額20万円
- ② 事業に係る経費の10/10以内
限度額 個人5万円 法人10万円
- ③ 事業に係る経費の10/10以内 限度額10万円
- ※①②の補助期間は、最大3年間

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 農政係 ☎22-4286

農業担い手確保育成支援補助金

新規就農者および農業後継者に対して補助します。

【対象】

- ▶ 町で就農認定を受けた者（個人経営体）または認定農業者の後継者（農業後継者）または農業法人に就農し、12か月以上継続されている者（農業法人就農者）
- ▶ 町に住民登録しており、5年以上就農の意思がある満18歳以上65歳未満の方

※離農、転出する場合は返還制度有り

【補助金額】

- ▶ 個人経営体または農業後継者
就農初年度 年50万円
2～5年目 年30万円
- ▶ 農業法人就農者
就農してから3年以内1回 10万円

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 農政係 ☎22-4286

★ 農林業担い手育成研修補助金

農林業の担い手または将来町内で農林業を目指す方が行う研修に要する経費に対して補助します。

- 【対象】 ▶ 1年以上町に住所を有し、農林業の振興に意欲のある方

- ▶ 将来町内で農林業を目指す方（町外者）

- 【条件】 ①国内先進地視察 3名以上

- ②町内短期研修（交通費および宿泊費）

- ③産業用ドローンオペレーター認定免許取得講習

- 【補助金額】 ①補助率：2/3 1人あたり8万円以内
- ②補助率：10/10 1人あたり6万円以内
- ③補助率：3/5以内

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 農政係、木の産業づくり推進室 ☎22-4286

林業担い手育成支援事業補助金

林業関連資格の受験料および新規就労者の装備品などの購入費に対して補助します。

- 【対象】 町内に本社または事業所を有する林業事業体

【条件】

- ① 林業技術者育成支援事業：（資格の種類）伐木等の業務に係る特別教育等
- ② 新規就労者安全装備品および安全機械器具購入支援事業：新規就労者の装備品購入に対する補助条件は次のとおりです。
 - ▶ 従業者1人につき1回に限る。
 - ▶ 新規就労者が使用する備品類で不特定多数が使用しないこと。
 - ▶ 同類の備品を複数購入した場合は1点に限る。
 - ▶ 就業から概ね3年以内の方

【補助金額】

- ① 経費の1/2以内
- ② 経費の1/2以内の額（1人あたり限度額10万円）
- ※補助金を受ける際には、町へ事前にご相談ください。

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 木の産業づくり推進室 ☎22-4286

★ 農業機械及び農業施設等補助金

農業生産者団体等が農業機械および農業施設や加工設備等の整備を行う場合、それに係る経費に対して補助します。

- 【条件】 ▶ 人・農地プランの中心的な農業者を含む3名以上で構成され、構成員が共同で農業機械等を使用すること。

- ▶ 事業費は50万円以上とする。

※対象外の施設や農業機械があります。

- 【補助金額】 補助率：2/3 限度額120万円
限度額についてはお問い合わせください。

- 【その他】 令和8年度分の受付のみとなります。
(今年度分は受付終了しています。)

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 農政係 ☎22-4286

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

★ 畜産施設改廃事業補助金

畜舎の修繕、改良に要する経費に対して補助します。

【対象】 ①繁殖雌牛の増頭を伴う施設改修

②上記以外の施設改修

【条件】 ▶家畜を飼養する目的とした建物および設備であること。

▶自己施工または町内業者が施工すること。

【補助金額】

①事業に要する経費の2/3以内 限度額50万円

②事業に要する経費の1/2以内 限度額30万円

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 農政係 ☎22-4286

繁殖雌牛導入等補助金

繁殖雌牛の導入および自家保留に対して補助します。

【対象】 ①畜産農家が市場等から導入した繁殖雌牛

②繁殖雌牛の自家保留牛およびET産子導入牛

【条件】 ①増頭を目的とした導入であること。

②繁殖雌牛として引き続きその農家で飼育されていること。(ただし、概ね生後18か月を迎えた月に支払います。)

【補助金額】 ①事業に要する経費の1/2以内 限度額30万円

②1頭6万円以内

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 農政係 ☎22-4286

特産品振興事業補助金

地域の農林水産物の新たな特産品の開発や地域資源を活用した6次産業化に要する経費に対して補助します。

【対象】

▶町に住民登録しており、町内で農林水産物の生産を行っている方

▶町内の農業法人

▶町内の農林水産加工を営む事業者

【条件】

①町内の農林水産物を用いた6次産業化に関する新規事業

②新たな農林水産物の特産品開発事業

③農林水産物または農林水産物の加工品の販路開拓のための商談会および展示会の出店

【補助金額】

令和8年度分の受付のみとなります。

(今年度分は受付終了しています。)

①補助率：1/2以内 限度額50万円

②補助率：10/10以内 限度額50万円
1者1回限り

③補助率：2/3以内 限度額30万円
1年度中に1回限り

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 農政係 ☎22-4286

★ 有害鳥獣防除対策事業補助金

—— 農家・自治会向け ——

有害鳥獣による被害を防止するため、農業従事者および自治会などの団体が行う防除対策に対して補助します。

【対象】

①防除施設（電気柵、ネット、フェンスの資材）

②威嚇用物品（花火およびエアガン等の購入費）

③煙火取扱講習会経費および登録料

④自治会が行う緩衝帯整備

⑤自治会等が行う追い払いの活動

【条件】

①▶農業従事者が農作物への被害を防止する目的であること。

※中山間地域直接支払事業の実施地区は対象外

▶複数の農業従事者が共同で複数の農地に設置する場合もそれぞれに補助します。(一筆の農地を共同で耕作している場合には個人とする。)

②～④に関してはご相談ください。

⑤1回3名以上とする。1日に何回出ても1回とする。

【補助金額】

①補助率：個人 1/2以内

団体（複数の農地） 3/5以内

限度額：1人あたり年5万円

②個人：3万円 自治会：10万円 1/2以内

③限度額：1人あたり年5千円（登録料は新規分のみ）

④2万円以内/10a 10万円以内/1地区年間

⑤3千円以内/回 10万円以内/1地区年間

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 農政係 ☎22-4286

—— 狩猟者向け ——

新たに狩猟免許を取得する方にその経費の一部を補助します。

【対象】

▶町に住民登録している方

▶町内の猟友会支部に所属し、有害鳥獣捕獲に従事することができる方

【補助対象】

▶受験手数料

▶テキスト代

▶銃所持許可講習会 手数料 ほか

▶狩猟税（初回のみ）

▶県、郡猟友会費（初回のみ）、入会金

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 木の産業づくり推進室 ☎22-4286

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

森林経営管理推進事業補助金

住民団体等が主体的に行う森林整備事業（作業道開設・修繕、枝打ち作業）の経費に対して補助します。

【対象】

森林組合、林業事業体、森林所有者など

【条件】

森林法第5条に規定する地域森林計画の区域内の森林。

※施業種別に条件があります。

【補助金額】

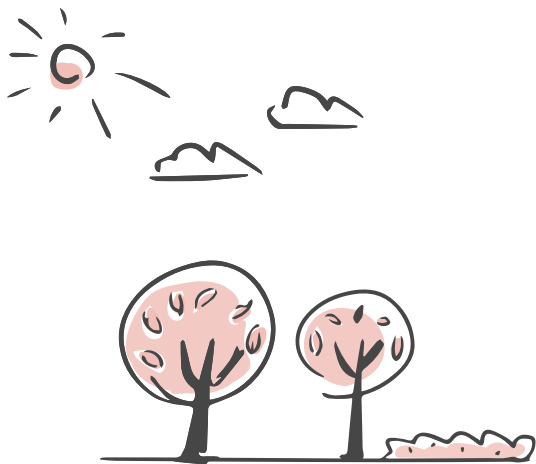
①作業道開設修繕事業：1mにつき1,200円～

②枝打ち事業：1haにつき8万3千円～

※補助金を受ける際には、町へ事前にご相談ください。

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 木の産業づくり推進室 ☎22-4286



木質バイオマス推進事業補助金

木質バイオマス製造設備および燃焼機器等を導入または新設購入しようとする場合に補助します。

【条件】

町内に事業所を有する企業および林業事業体または林業者等が組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人、町内で法人町民税の法人税割額を納付している事業所を有する企業

【対象事業】

対象事業費が100万円以上の事業で以下の区分によります。

①木質バイオマス製造設備導入事業であって、製造設備および機械の導入にかかる事業

②木質バイオマス燃焼機器購入事業であって、木質バイオマス燃料を使用する熱供給機器およびボイラー機器の新設購入事業。ただし、事業計画において化石燃料ボイラーとの併用による場合にあっては、木質バイオマスボイラーの稼働率が6割以上のものに限る事業

③上記における国県等の補助制度による補助金がある場合

【補助金額】

①補助率2/3以内 限度額5,000万円

②補助率1/3以内 限度額200万円

③補助対象経費からその補助金額を差し引いた額の1/3以内で町長が認めた額

※補助金額は、千円未満を切り捨てた額

【申請方法】

補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書、見積書の写し、国県等の補助金交付決定通知書の写し等を添付

※補助金を受ける際には、町との事前協議が必要です。

【申請・お問い合わせ先】

建設農林課 木の産業づくり推進室 ☎22-4286

企業支援・起業・就業、地域づくり・その他

製造業者向け設備投資等支援補助金

町内に工場等の新設または増設をし、新規に雇用をしようとする製造業を営む中小企業者へ補助します。

【条件】

町内に製造業の工場の新設または増設をし、新規常用従業者を2人以上雇用する者

【その他】

※詳細はお問い合わせください。

※事業実施の3か月前までに事前協議が必要になりますので、必ず事前にご相談ください。

【申請・お問い合わせ先】

観光商工課 商工係 ☎22-4285

★ 補助事業等つなぎ資金貸付

国、県等の補助金が採択されてから実際に交付されるまでの間、補助事業に必要な資金を基金より一時的に貸付します。

【条件】

▶地域の活性化を目的とした公益的な事業で、国、県等の補助金交付決定を受けていること

▶町内に事務所等を有するまたは構成員の過半数が住民登録している団体

【貸付利息】 無利子

【貸付期間】 補助金交付決定日から補助金の受領日以後14日まで

【申請・お問い合わせ先】

企画財政課 企画係 ☎22-4287

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

★ 創業支援補助金

町内で新たに起業する者に対して起業に必要な初期の経費の一部を補助します。

【対象】

年度内に事業を開始予定又は事業の開始から1年未満の方であって、創業前に町に相談している方

【条件】

- ▶ 初めて起業する方であって、過去に事業収入を得ていない又は法人の代表になっていない方
- ▶ 町の認定創業支援等事業計画における創業支援セミナー等を受講した方
- ▶ 町に住民登録し、3年以上継続して営業する意志がある方
- ▶ 営業に必要な許可が取得されているか、取得が確実であること。
- ▶ 他に同趣旨の補助金支給を受けていないこと。
- ▶ 町商工会の会員、または新たに加入すること。

【対象経費】

- ①設備投資、備品の取得費、内装等内部造作の工事費等
- ②手続経費（登記料、広告宣伝費等）
- ③家賃等経費（店舗家賃、地代）

【補助金額】

- ①対象経費の1/2以内 限度額100万円
- ②対象経費の1/2以内 限度額20万円
- ③家賃等の1/2以内 限度額5万円/月、最大1年間

【申請・お問い合わせ先】

観光商工課 商工係 ☎22-4285

中小企業等販路拡大支援事業補助金

都市部等で開催される商談会・展示会等へ出店することで、販路拡大と受注機会の創出を図る事業者に関係経費を補助します。

【対象】

町内に主たる事業所を有する中小企業者または中小企業者3社以上で構成する団体

【条件】

- ▶ 官公庁等の公的機関や金融機関等が主催し、自社製品・商品または技術力サービス等を紹介するための商談会・展示会であること。
- ▶ 他に同趣旨の補助金交付を受けていないこと。

【対象経費】

出展小間料および小間内備品のレンタルや装飾に係る経費（消耗品は対象事業費全体の2割以内まで可）

※交通費・宿泊費は対象外

【補助金額】

対象経費の2/3以内 限度額20万円
(同一年度内は2回まで申請可能 年間限度額30万円)

【申請・お問い合わせ先】

観光商工課 商工係 ☎22-4285

Uターン就業・創業移住支援金

対象地域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府）から町へ移住し、創業または就業された方を支援します。

【条件】

- ▶ 対象地域に過去10年間のうち5年以上在住し、住所異動直前に1年以上就労していた方が町へ住民登録し、就業または創業すること。
- ▶ 就業に関する要件
次のいずれかにより移住後に就業していること。
 - ①長野県の移住支援金対象求人サイトを経由して就業
 - ②内閣府のプロフェッショナル人材事業または先導的マッチング事業を利用して就業
 - ③テレワーク勤務していた方が移住し、移住前の業務を引き続き行う場合
 - ④関係人口として認められ就業する場合
(関係人口とは…Uターン者、町にふるさと納税をしたことがある方、町の地域活動に参画したことがある方等)
- ▶ 創業に関する要件
長野県のソーシャル・ビジネス創業支援金の交付決定を受けていること。

【補助金額】

- ▶ 単身世帯 60万円
- ▶ 2人以上世帯 100万円
- ▶ 18歳未満の子ども1人あたり100万円加算

【申請期間・方法】

町に転入した日から1年以内に申請してください。

【その他】

※上記の他にも、細かい要件が定められているため、必ず事前にご相談ください。

【申請・お問い合わせ先】

町民課 住宅係 ☎22-4281

★ 企業版空き家活用補助金

町内にある空き家を活用して事業を行う事業者等に対して空き家の購入費、改修費の一部を補助します。

【対象】

町内の空き家を以下の用途などで活用する事業者等

- ①企業の福利厚生で、保養所として活用
- ②テレワークオフィスまたはサテライトオフィスとして活用
- ③その他関係人口・交流人口の増加、雇用の創出及び活力のあるまちづくりに資する目的で活用

【条件】

町が運営する空き家バンクに登録されている空き家であること。

【補助金額】

- ①購入費：対象経費の1/2 限度額80万円
- ②改修費：対象経費の1/2 限度額80万円

【申請・お問い合わせ先】

町民課 住宅係 ☎22-4281

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

研修費補助金

公的機関が開催する研修への参加費の一部を補助します。

【対象】

公的機関が開催する研修へ従業員を参加させる企業

【条件】

▶研修は、中小企業大学校、商工会議所、長野県技術専門校等の公的機関が開催するものであること。

▶従業員を参加させるものであること。

※中小企業者への補助であり、受講者への直接補助ではありません。

※個人の資格取得に係る受験料は対象外

【補助金額】

受講料に対して1回2万円以内

1企業年限度額5万円

【申請・お問い合わせ先】

観光商工課 商工係 ☎22-4285

職人育成支援事業補助金

住宅産業の振興のため、新たに職人志望者を雇用し育成する町内事業者を支援します。

【対象】 ▶大工、左官、建具、畳、板金に専ら携わる者

【条件】 ▶就業日に40歳未満の者であること。

▶2年間以上継続して雇用すること。

【補助金額】

▶事業者が支払う給与および社会保険料の1/2以内
限度額100万円

▶消耗品は対象となる品目の1/2以内
限度額総額30万円

【申請・お問い合わせ先】

観光商工課 商工係 ☎22-4285

防災士養成事業補助金

地域防災の担い手となる人材を育成するため、防災士の資格取得にかかる費用を補助します。

【対象】 ▶町に住民登録している方で、防災士の資格取得後も引き続き5年以上町内に居住する方

▶行政区や自主防災組織等と連携し、防災活動の中心的な役割を担い活動できる方

▶令和6年4月1日以降に資格取得された方

【対象経費】

受講料、教材費、教本代、防災士資格取得受験料及び防災士認証登録料（初回のみ） 限度額4万円

【申請方法】

補助金申請書兼同意書に防災士認証状または防災士証の写し、補助金の対象となる経費の支払いを証する書類を添付

【その他】

※補助は1人につき1回です。

※他の助成制度との併用不可。

【申請・お問い合わせ先】

総務課 危機管理室 ☎22-4280

★商店街等振興事業補助金

集客力向上を目的とした店舗の改修や店舗内衛生設備等を新たに設置する場合に経費の一部を補助します。

【対象】

集客部分を有する店舗等

【条件】

▶町内で3年以上継続して営業すること。

▶事業主が町内に住民登録がない場合、町商工会に加入していること。

▶営業に必要な許可が取得されているか、取得が確実であること。

▶他に同趣旨の補助金支給を受けていないこと。

▶地域で行われる行事への積極的な参加など、地域の一員として秩序ある活動を行うことを約すること。

▶施工業者（元請業者）は木曽町内の業者であること。

▶次の補助金をそれぞれの年度以降に受給していないこと。

・商店街等振興事業補助金 平成28年度

・創業支援補助金 令和5年度

【補助金額】

①魅力向上事業

店舗改修等経費の1/2以内 限度額50万円

②安全・安心向上事業

空調、衛生、防災対策に要する経費の1/2以内
限度額30万円

【申請・お問い合わせ先】

観光商工課 商工係 ☎22-4285

コミュニティ施設整備事業補助金

地区の集会施設や公園施設などの新設・増改築・改良に要する経費を補助します。

【対象】

集会施設、体育施設、公園施設、生活環境施設、トイレ等水洗化改善事業

【条件】

▶地区の単独事業で新設の場合は100万円以上

▶増改築・改良の場合は、50万円以上のもの

【補助金額】

▶新設の場合7/10以内

▶増改築等の場合1/2以内

【その他】

※事業の実施を予定されている場合は、事前にご相談ください。

【申請・お問い合わせ先】

総務課 管財係 ☎22-4280

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。

大学生等関係人口推進補助金

フィールドワーク推進事業

町内で大学生等がフィールドワークなどを行う際にかかる費用に対して補助します。

【対象】

町内で町の地域課題を対象としたフィールドワーク等を行う大学生等で構成される団体

【対象経費】

- ①町内の宿泊施設での宿泊費
- ②大学等の場所から実施場所までの間の、鉄道または高速バスの往復の交通費

【補助金額】

- ①宿泊費：対象経費の1/2以内
1人あたり1泊5千円、1回2泊以内
- ②交通費：対象経費の1/2以内
1人あたり上限1万円/回

U・I・Jターン推進事業

木曽町へのUターンなどを考えている大学生等が郡内の企業へ就職活動を行う経費を補助します。

【対象】①・②両方に当てはまる方

- ①木曽町へのUターン等を考えている大学生等（大学・高等専門学校・短期大学・専修学校等に在籍している方）
- ②郡内の事業者への就職活動（採用試験・インターシップ・企業説明会等）を行った者

【対象経費】

- ①町内の宿泊施設での宿泊費
- ②居住地から就職活動の実施場所までの間の、鉄道または高速バスの往復の交通費

【補助金額】

- ①宿泊費：対象経費の1/2以内*
1人あたり1泊5千円、1回5泊以内
- ②交通費：対象経費の1/2以内*
1人あたり上限1万円/回

※採用試験のみ、対象経費の2/3以内

【その他】

※補助は1年度中に3回までです。

【申請・お問い合わせ先】

企画財政課 企画係 ☎22-4287

認知症カフェ設置資金 助成事業補助金

認知症カフェを設置する団体等に対して予算の範囲内で補助します。

【対象】

認知症カフェを設置する団体または個人で、町に事業所または住民登録している方

【補助金額】

1件につき15万円以内（初年度のみ）

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課 地域包括支援センター ☎22-4038

まちづくり活動推進事業補助金

地域の伝統や文化に新しい息吹を吹き込み、活力ある町を創造するため、町民が主体となって行うまちづくり活動に要する経費を補助します。

【条件】

- ▶町内に活動拠点があり、町に住民票のある5名以上の団体であること。
- ▶団体の会則等を有し、年間の事業収支が明らかであること。
- ▶継続性がある、または次年度以降に効果があると認められる事業であること。
- ▶営利活動団体でなく、宗教、政治、政党活動に関連しないこと。

【その他】

- ▶事前審査がありますので、必ずご相談ください。
- ▶他の補助金と併用不可

【補助金額】

- ①地区の活性化事業：事業費の3分の2以内で、30万円以内
- ②美しい村運動推進事業：限度額30万円以内
※藪の除去など美しい景観づくり作業等が対象
- ③町全体に関する活性化事業：限度額50万円以内

【申請・お問い合わせ先】

企画財政課 企画係 ☎22-4287

★猫繁殖制限手術費補助金

【対象】

町に住民登録している方または町長が適当と認める非営利団体等で、自らが飼育する飼い猫または飼い主のいない猫に繁殖制限手術を受けさせる方

【条件】

本補助金と類似した助成制度を利用していない方

【補助金額】

1匹あたり5千円

※ただし、手術費用が5千円に満たない場合は費用の額とする。

【その他】

- ※繁殖制限手術に係る手術費用の領収書（写し）
- ※飼い主のいない猫にあっては、手術対象の猫の耳カット状況が確認できる写真
- ※手術を行う年度内に補助金申請を行ってください。

【申請・お問い合わせ先】

環境水道課 生活環境係 ☎22-3320

★印の補助金は予算額に達した場合、補助を受けられない場合があります。